

滝沢市が、国民健康保険法第 1 1 3 号により、被保険者の資格に関して世帯主等に提出を命ずる文書を次の通り定める。

記

手続の内容	提出を命ずる文書	交付者
社会保険資格等の喪失に伴う国保加入手続き	健康保険資格喪失証明書	職場もしくは保険者
社会保険資格等の取得に伴う国保喪失手続き	新たに加入した保険の保険証（加入した全員分）もしくは健康保険資格取得証明書	職場もしくは保険者

※注意 1：証明書は市のホームページに掲載している様式を基本としますが、証明事項である、①被保険者氏名と住所、生年月日、②被扶養者氏名と生年月日、③資格取得もしくは喪失年月日、④資格取得もしくは喪失の事由、⑤保険者名、⑥保険者番号、⑦記号番号が証明されていれば、証明書の様式や証明書の名称等が異なってもかまいません。

※注意 2：複数の市区町村で証明書を使用する場合で、既にいずれかの市区町村に証明書の原本を提出してしまい、お手元に証明書の写ししかない場合には、その写しを確認させていただいたうえで、原本を提出した市区町村に内容の相違がないことの確認を行い、その確認が取れた場合に限り、お手元にある証明書の写しで手続きを受け付けます。

※参考

国民健康保険法

（文書の提出等）

第百十三条 市町村及び組合は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者の属する世帯の世帯主若しくは組合員又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。